第 12 章 地域との連携

1 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員の役割

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、地域で生活上の問題で困っているかたがたの相談・援助にあたるなど、地域における社会福祉活動の推進者である。また、児童福祉法上の児童委員の 役割も併せもっている。

民生委員・児童委員の任期は3年で、都知事の推薦に基づき厚生労働大臣が委嘱する。 区には令和5年4月1日現在213人(定数231人)の民生委員・児童委員がいる。

≪主任児童委員≫

主任児童委員は児童委員活動を一層推進するため、児童福祉について専門的に担当し、児童 相談所・学校・児童館などと連携して地域ぐるみの子育て活動を促進する。

民生委員・児童委員のうち、令和5年4月1日現在 19人(定数20人)が主任児童委員として厚生労働大臣から指名され、活動している。

(2) 民生児童委員協議会

区には、10の地区民生児童委員協議会が組織されている。各地区民生児童委員協議会では、民生委員・児童委員の職務を常に適正に行っていくために毎月定例会を開催して、職務に関する資料・情報の交換、研修等を行っている。

また、各地区民生児童委員協議会において選出された会長及び副会長は民生児童委員会長協議会を組織し、相互の連絡を図り、地区協議会の運営等について協議している。

(3) 民生委員推薦会

民生委員法第8条の規定に基づき設置され、民生委員候補者を都知事に推薦する機関である。民生委員推薦会の委員は、区議会議員、民生委員・児童委員、社会福祉事業の関係者、社会福祉関係団体の代表者、教育に関係ある者、関係行政機関の職員、学識経験者などで構成されている。

(4)民生・児童委員協力員

民生・児童委員協力員は、地域福祉に関心があり民生委員の活動に協力する登録制のボランティアである。

民生・児童委員協力員の任期は1年で、区長の推薦に基づき都知事が委嘱する。

各地区の民生児童委員協議会に配置され、区には令和5年4月1日現在 5人(定数30人)の民生・児童委員協力員がいる。

2 保護司

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。保護 観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地域の関係機関、団体と連携して犯罪予 防の活動に取り組んでいる。

保護観察所長の推薦した社会的に信望のある篤志家のうちから保護司選考会の意見を聞いて、法 務大臣が委嘱するもので、任期は2年。令和5年4月1日現在、区には65人(定数79人)の保護 司がいる。

3 社会福祉協議会

目黒区社会福祉協議会は、昭和27年に民間の社会福祉活動を強化するため発足し、昭和38年に 社会福祉法人として認可を受けた。運営の原則は、地域住民、社会福祉関係者等の参加・協力を得て 活動することを大きな特徴とし、民間非営利組織としての「自主性」、様々な分野の関係者、地域住 民に支えられた「公共性」という二つの側面を併せもった組織である。

社会福祉協議会は、住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公 私の関係者・団体・機関との連携を図るほか、下記のような具体的な福祉サービスの企画、実施など を行い、地域福祉活動推進の中心的役割を果たしている。

会員数

(各年度末現在)

| 年 度 | | | | 2 | 3 | 4 | |
|-----|---|---|---------|------|-------|--------|-------|
| 個 | 人 | 会 | 員 | (人) | 811 | 835 | 797 |
| 寸 | 体 | 会 | 員 | (団体) | 202 | 207 | 206 |
| 賛 | 助 | 会 | 員 | (人) | 25 | 28 | 29 |
| | | į | Ħ | | 1,070 | 1, 038 | 1,032 |

(1) ボランティア・区民活動センターの運営

ボランティア・区民活動センターでは、ボランティアをしたい方、援助を必要としている方の 相談に応じるとともに、ボランテイア情報検索サイトを活用し、利便性の向上に努めている。

登録ボランティアに対しては、施設入所者との交流・行事の手伝い、音楽や園芸などの趣味や 特技を生かした活動、使用済み切手の収集・整理、リサイクル品の作成などのボランティア活動 を紹介し、需要と供給の調整(コーディネート)を行っている。

また、高齢者や身体に障害のある方・子育で中の親子などを対象としたミニデイサービスやふれあいサロン・子育でサロンを推進し、37か所(令和3年度末現在)でボランティアの方々が活動している。

令和4年度は新型コロナウイルス感染が蔓延し始めてから2年以上が経過し、収束する目途が たっていない中、状況を踏まえながら各事業を進めていった。

センターの講座等では「グローバルな視点で学ぶ 世界の飢餓問題を知ろう!」や「未来につながる!子どもが育つ遊びと学び」等、青少年の健全育成に向けた講座を開催した他、個人や地域活動団体との共催講座を積極的に開催した。

ボランティア登録者数

(各年度末現在)

| 年 度 | 男 性 | 女 性 | 計 |
|-----|------------|------------|-------------|
| 2 | 161 (19.1) | 682 (80.9) | 843 (100.0) |
| 3 | 111 (20.7) | 424 (79.3) | 535 (100.0) |
| 4 | 147 (21.9) | 523 (78.1) | 670 (100.0) |

注 () 内は男女別構成比(%)

(2) 在宅福祉サービスセンターの運営

住民の自発的参加に基づき、地域の協力会員が日常生活に援助が必要な利用会員に福祉サービスを提供している。センターを通じて謝礼金として協力会員に支払われる。

(利用会員登録年会費500円、ただし、困りごとお助けサービスは年会費なし)

- ・家事援助サービス(掃除・洗濯・買物・食事作り・入院時の洗濯など) 1時間800円
- ・介護援助サービス (通院・外出・食事・排せつなどの介助) 1時間1,000円
- すっきりさせ隊(窓拭き・ベランダ掃除・荷物整理)1時間1,000円
- ・困りごとお助けサービス(電球交換・軽易な家具の移動など身の周りの簡易作業)30分500円

表 1 協力会員登録者数

(各年度末現在)

| 年 度 | 男 性 | 女 性 | 合 計 |
|-----|-----------|------------|-------------|
| 2 | 30 (22.2) | 105 (77.8) | 135 (100.0) |
| 3 | 34 (22.4) | 118 (77.6) | 152 (100.0) |
| 4 | 37 (21.8) | 133 (78.2) | 170 (100.0) |

注 ()内は男女別構成比(%)

表 2 利用会員対象者別登録状況

(各年度末現在)

| 対象者別 年度 | 高齢者 | 心身障害者(児) | 一時的サービス | 計 |
|------------|-----|----------|---------|-----|
| 2 | 110 | 10 | | 120 |
| 3 | 119 | 8 | | 127 |
| 4 | 148 | 8 | | 156 |

注 一時的サービスは、高齢者・心身障害者(児)に含める。

表3 令和4年度年間サービス内容別延べ回数

| | 家事援助サービス | | | | | | 介 | 護援 | 助サ | ービ | ス | すっきりさせ隊 | |
|---|----------|---|---|----|------|----|-----|------|-----|----|-----|-------------|-----|
| 掃 | 除 | • | 洗 | 濯 | 1975 | 排1 | さつ・ | · 入》 | 谷•1 | 食事 | 2 | 窓拭き・ベランダ清掃等 | 235 |
| 買 | 物 • | 食 | 事 | 作り | 337 | 通 | 院 | | 外 | 出 | 367 | | |
| 話 | し | | 相 | 手 | 468 | そ | | の | | 他 | 46 | | |
| そ | | の | | 他 | 398 | | | | | | | • | |

表4 令和4年度困りごとお助けサービス利用件数

| 相談件数 | 68 件 | |
|---------|---------------------------------|----------------------------------|
| 活動実績 | 50 件 | |
| 内容 (延べ) | 蛍光灯や電球の取替え(13 件) 単発の家事代行(3件) | 簡易な荷物・家具の移動 (3 件) その他 (32 件) |

(3) ハンディキャブの運行事業の実施

公共の交通機関を利用して外出することが困難 な身体障害者や高齢者に対して、車いすごと乗れる 自動車を運転協力員が中心となって運行している。

| 年 度 | 2 | 3 | 4 |
|------|-----|-----|-----|
| 登録者数 | 33 | 28 | 28 |
| 運行回数 | 414 | 501 | 479 |

運行時間は月~金曜日の午前9時~午後5時まで(出庫してから入庫するまでの時間を含む)区内とその近郊とし、原則発着地のいずれかが目黒区内。具体的には目黒区を中心としたおおむね半径15kmの範囲内までとする。利用者の安全確保のため介助者が同乗する。

年会費500円、3kmごとに500円の利用料(出発地から目的地までの地図上の直線距離で計算)、迎車料金150円、待機料金(片道5km以上の場合)と運行に必要な経費(有料道路代、駐車料金など)は利用者負担。

(4) 車いす貸出事業の実施

緊急・一時的に車いすを必要とする歩行困難な高 齢者・身体障害者に車いすの貸出をしている。

| 年 度 | 2 | 3 | 4 |
|------|-----|-----|-----|
| 取扱件数 | 112 | 120 | 166 |

(長期) 1か月 使用料 500円(1か月単位で、最長3か月まで)

(短期) 1週間 無料

(5) 福祉機器リサイクル事業の実施

介護用ベッドやポータブルトイレ、シャワーチェ アーなどの福祉機器が不要になった方のリサイク ル情報を登録し、必要としている方に福祉機器を斡 旋している。

| 年 度 | 2 | 3 | 4 |
|------|----|----|----|
| 登録件数 | 23 | 22 | 32 |
| 斡旋件数 | 52 | 18 | 34 |

(6) ボランティア保険、行事保険加入手続きの実施

ボランティアの活動における事故、ボランティア団体等が主催する行事中の参加者の事故に備えてボランティア保険及び行事保険の加入手続きを行った。

ボランティア保険取扱件数

| 年 度 | 2 | 3 | 4 |
|------|-------|--------|--------|
| 加入者数 | 2,718 | 1, 949 | 3, 794 |

行事保険取扱件数

| 年 度 | 2 | 3 | 4 |
|------|-----|-----|-----|
| 加入者数 | 111 | 224 | 372 |

(7)権利擁護センター「めぐろ」

権利擁護センター「めぐろ」は、「成年後見制度推進機関」としての役割を担うとともに、次の事業を実施し、講演会の開催や広報紙等を通じてそのPRに努めた。

ア相談事業

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)、成年後見制度、相続や遺言などに関する一般相談や専門家(弁護士3名・司法書士1名)による専門相談を行う。

(ア) 一般相談

| | 年 度 | 2 | 3 | 4 |
|-------|--------------------|--------|--------|--------|
| | 日常生活自立支援事業 | 1, 519 | 1, 676 | 1, 355 |
| 権利擁護 | 身体障害者等福祉サービス利用援助事業 | 14 | 40 | 78 |
| | 事務管理 | 21 | 8 | 0 |
| | 成年後見制度(法定・任意) | 504 | 511 | 574 |
| 成年後見 | 遺言作成 | 14 | 20 | 35 |
| 等(専門相 | 財産相続 | 12 | 14 | 12 |
| 談の受付 | 権利侵害 | 3 | 1 | 2 |
| 分含む) | 法人後見 | 413 | 377 | 341 |
| | 見守り・財産管理委任契約 | 15 | 9 | 7 |
| 苦情相談 | | 64 | 101 | 123 |
| その他 | その他 | | 20 | 24 |
| | 計 | 2, 589 | 2, 777 | 2, 551 |

(イ) 専門相談

| | | 年 度 | 2 | 3 | 4 |
|----|---|---------------------|----|----|----|
| 相影 | 人 | 数 | 58 | 77 | 74 |
| 相影 | | 数 が複数のときは複数カウント) | 64 | 87 | 84 |

イ 日常生活自立支援事業・身体障害者等福祉サービス利用支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でない方や加齢、身体障害などで支援が必要な方などが安心して地域生活を送ることができるように、福祉サービスの利用援助や日常金銭管理サービスを行う。

(ア)日常生活自立支援事業

| 年 度 | 2 | 3 | 4 | |
|--------|----|----|----|--|
| 新規契約件数 | 12 | 14 | 16 | |
| 解約件数 | 14 | 13 | 15 | |
| 年度末契約数 | 39 | 40 | 41 | |

(イ) 身体障害者等福祉サービス利用支援事業

| 年 度 | 2 | 3 | 4 |
|--------|---|---|---|
| 新規契約件数 | 0 | 2 | 1 |
| 解約件数 | 0 | 0 | 0 |
| 年度末契約数 | 1 | 3 | 4 |

ウ 成年後見制度利用支援事業

専門家で構成される「めぐろ成年後見ネットワーク」による親族後見人等へのサポート、後 見人等候補者の紹介、法人(目黒区社会福祉協議会)後見の受任を行うことにより、法定後見 や任意後見等の成年後見制度を円滑に安心して利用できるよう支援している。

令和4年度は、後見人候補者等を43件紹介し、法人後見の新規受任を4件、法定後見監督 人の新規受任を1件行った。

また、市民後見人の養成も行っており、令和4年度末で登録者は、50人となっている。

工 苦情調整事業

「目黒区保健福祉サービス苦情調整委員制度」の事務局として、中立的な立場で対応する苦情調整委員につなげ、保健福祉サービスの質の向上と権利擁護を図っている(詳細は6頁参照)。

オ エンディングサポート事業

ひとり暮らしの高齢者の方などがエンディング(終活)に関する不安を解消し、安心して生活が送れるように、講演会及び相談会を開催した。

| 年 度 | 2 | 3 | 4 | |
|---------|----|----|----|--|
| 講演会参加人数 | 28 | 22 | 32 | |
| 相談会参加人数 | _ | 5 | 5 | |

(8) 地域福祉の普及啓発

区民の方々に地域福祉について理解していただくため、地域福祉の普及啓発を図っている。 令和4年度は、「めぐろ社協だより」(年4回、各号69,900部)をはじめ、事業別の広報紙を発行 した。また、めぐろ地域福祉のつどいの開催や、目黒区商工まつり(11月)等各種イベントへの 参加を通し、社協事業やボランティア・区民活動のPRを行った。

4 シルバー人材センター

目黒区シルバー人材センターは、昭和53年1月に設立された目黒区をはじめ国、都が援助する営利を目的としない公益法人である。公益法人制度改革により、平成23年度に社団法人から公益社団法人へ移行した。働く意欲を持っている健康な高齢者のために、地域社会に密着した公益事業に関わりながら、その知識・経験及び希望に添った臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係わる就業を提供する団体である。仕事はシルバー人材センターが請け負い、仕事を希望する人はシルバー人材センターの会員となることが必要である。

〔対 象〕 おおむね60歳以上の健康な区民で、臨時的、短期的な仕事を希望する方年会費2,000円

〔会員数〕

(各年度末現在)

| 年 度 | 2 | 3 | 4 |
|-----|--------|--------|--------|
| 人 数 | 1, 221 | 1, 187 | 1, 173 |

〔実 績〕 (各年度末現在)

| 【美 | | | | | | | | L/ | |
|------------------|--------|----------|----------|--------|----------|----------|--------|----------|-------------|
| | 2 | | | 3 | | | 4 | | |
| | 受 | 延 | 〜 契 | 受 | 延 | 〜 契 | 受 | 延 | 〜 契 |
| 職群 | 注 | 日 | 千。 | 注 | 日 | 千" | 注 | 日 | 千如 |
| | 件 | 人 | 約 円 | 件 | 人 | 約 円 | 件 | 人 | · 約 円 |
| | 数 | 員 | ິ金 | 数 | 員 | ິ金 | 数 | 員 | ∵ 金 |
| 管理的職業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 専門的技術的職業 | 99 | 1, 294 | 5, 750 | 88 | 1, 201 | 6, 209 | 110 | 1,772 | 8, 987 |
| 事務的職業 | 167 | 15, 877 | 57, 225 | 189 | 14, 323 | 66, 077 | 182 | 16, 050 | 75, 073 |
| 販売の職業 | 1 | 110 | 443 | 3 | 290 | 419 | 2 | 1 | 2 |
| サービスの職業 | 1, 142 | 49, 126 | 184, 478 | 1, 279 | 54, 914 | 203, 004 | 1, 298 | 54, 549 | 192, 405 |
| 保安の職業 | 23 | 644 | 4, 522 | 20 | 1, 286 | 6, 953 | 22 | 1, 584 | 7, 712 |
| 農林漁業の職業 | 1, 806 | 6, 075 | 65, 877 | 1, 915 | 6, 244 | 68, 711 | 1,889 | 5, 953 | 65, 960 |
| 生産工程の職業 | 182 | 2, 599 | 8, 463 | 199 | 2, 528 | 8, 999 | 182 | 2, 535 | 9, 714 |
| 輸送・機械運転の 職業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 建設・採掘の職業 | 170 | 321 | 3, 057 | 118 | 355 | 2, 363 | 101 | 225 | 2, 044 |
| 運搬・清掃・包装等 の職業 | 1, 398 | 56, 064 | 190, 567 | 1, 472 | 58, 972 | 206, 281 | 1, 504 | 56, 245 | 204, 447 |
| 計 | 4, 988 | 132, 110 | 520, 382 | 5, 283 | 140, 113 | 569, 015 | 5, 290 | 138, 914 | 566, 343 |